

～群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金をご活用ください～

群馬県内の中小企業等において専門的な知識を有する人材の活用促進を図るため、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて成約した副業・兼業に関する案件について、拠点を初めて利用した企業等に対し、関連する費用の一部を補助金として交付します。



1. 補助対象経費

企業等が負担する以下の経費

- ・ 副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料
- ・ 副業・兼業人材への報酬

※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとします。

2. 補助率

1に掲げる経費の10分の8以内（千円未満切り捨て）、副業・兼業人材1人当たり50万円を上限。

3. 申請期限等

- ・ 提出期限：副業・兼業人材の**従事開始日の2週間前**まで
- ・ 申請期間：**令和7年5月13日（火）～令和8年1月30日（金）**
（※令和8年2月27日（金）までに事業完了できる場合に限る。）

4. 必要書類等

- ・ 補助金申請：交付申請書、事業計画書等の提出が必要となります。
- ・ 実績報告：実績報告書、事業報告書等の提出が必要となります。

※必要書類や手続の詳細などについては、別途「申請の手引き」をご確認ください。

5. 留意事項

- ・ **申請企業1社あたり1名**が申請上限となります。
- ・ 補助対象案件の**契約期間について、5ヶ月間を上限**とします。
（実績報告の提出期限を越えるような契約期間となる案件については補助対象外）
- ・ **交付決定日以前にかかった経費及び締結した契約については、補助対象外**となります。
- ・ 実績報告により確認を行った上で、条件に適合すると認められた場合に、補助金額の確定を行います。（確定金額は交付決定額を下回る場合があります。）

問い合わせ先

【プロフェッショナル人材戦略拠点事業に関する相談・補助金申請窓口】

公益財団法人 群馬県産業支援機構 群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点
〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内 TEL：027-265-5057

【群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金に関する内容・補助金の請求】

群馬県 産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 TEL：027-226-3408